

令和4年6月 吉日

事業者 各位

公益社団法人
滋賀労働基準協会 東近江支部長

自由研削用といしの取替え等の業務従事者に対する 特別教育の実施について

時下ますますご隆昌のこととお慶び申し上げます。

平素は、当支部の事業運営に格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、ご承知のとおり事業者は研削といし(グラインダー)の取替え等業務に従事する労働者に対して、労働安全衛生法第59条第3項(労働安全衛生規則第36条1号)により、安全衛生に関する特別教育を行わなければならないことになっております。

つきましては、当支部において下記により特別教育を実施いたしますので、貴事業場関係労働者の受講について格別のご配慮をお願い申し上げます。

記

1. 日 時 令和4年8月3日(水) 9:30～16:30

2. 場 所 竜王町公民館 大ホール

滋賀県蒲生郡竜王町大字小口 276 番地 1

3. 教育内容

- (1) 関係法令
- (2) 自由研削用研削盤、自由研削用といし、取付け具等に関する知識
- (3) 自由研削用といしの取付け方法及び試運転の方法に関する知識
- (4) 実技教育

4. 受講料 (テキスト代・消費税を含む)

会 員 8,910 円
非会員 10,010 円

振込先⇒滋賀銀行 八日市東支店 (普)036759

公益社団法人滋賀労働基準協会東近江支部

(注1) 振込手数料は申込者の負担でお願いします。

(注2) 請求書・領収書は原則発行いたしませんのでご了承願います。

(注3) 現金の場合は当支部までご持参願います。

5. 締切日 (申込/受講料支払いとも) 7月26日(火) (定員50名)

6. 申込方法 受付開始日時 6月15日(水) 8:30 FAX 到着分より先着順

開始日時前に到着のFAXは初日の最後到着の扱いとなりますのでご注意ください。

裏面の申込書にて FAX (0748-25-2315) でお申し込みください。

受付後、受講票を FAX 致します。混雑状況等で数日かかる場合があります。

1週間経過しても受講票が届いていない場合はご連絡ください。

裏面へ

7. その他

- ①実施日からさかのぼって5営業日以降にキャンセルされた場合は受講料の返金はできません。
- ②講習終了後「修了証」を交付しますので必ず認印を持参してください。
- ③当日37.5℃以上の熱のある方、又は、体調がすぐれない方は受講をご遠慮願います。
- ④受講中は基本的にマスクの着用をお願いします。

以上

===== <切り取り不要> =====

公益社団法人滋賀労働基準協会 東近江支部 行
FAX 0748 - 25 - 2315

令和4年8月3日(水)用

自由研削といし取替等の業務従事者特別教育受講申込書

受講者氏名	生年月日	現住所
ふりがな	昭和 平成 . .	
ふりがな	昭和 平成 . .	
ふりがな	昭和 平成 . .	

- ※ 受講申し込みにあたってお知らせいただく個人情報、講習実施の目的以外に使用することはありません。
- ※ **楷書で正しくご記入願います。記入ミスによる修了証の再発行は手数料が発生いたします。**
- ※ **【実技時の服装】作業服・作業帽等が理想ですが、「運動靴+実習に支障のない服装と帽子」でも可です。(クロックスは不可です)**
- ※ 講義では計算問題がありますので電卓(スマホの電卓機能でも可)を持参してください。
- ※ **入金締切日7月26日(火)**

令和 年 月 日

事業場名 _____

所在地 _____ TEL _____

担当者職氏名 _____ FAX _____